

特設配水管（開発）布設工事申請書

年 月 日

（宛先）

松山市公営企業管理者

（申請者）

住 所

氏 名

電 話 （ ）

下記の申請場所に特設配水管を布設されたく、松山市公営企業局特設配水管布設工事に関する規程第 5 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

申請場所	松山市 町 丁目 番地 外 筆
接続道路種別	1 国道 2 県道 3 市道 4 農道 5 その他公道に準じる道路 ()
土地の帰属	有 ・ 無
申請戸数	戸
開発行為 同意年月日	年 月 日 松 () 第 号
添付書類	1 位置図、上水道管理図及び給水申込場所の平面図 2 開発行為許可書の写し 3 開発行為同意書の写し 4 公図の写し 5 給水申込場所の土地の登記事項証明書の写し 6 配水管布設場所の土地の登記事項証明書又は登記事項要約書の写し 7 土地使用承諾書又は農道掘削及び占用承諾書 8 水路伏越・上越布設承諾書 9 排水設備設置承諾書 10 給水管継ぎ替え同意書 11 前各項に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類
特記事項	工事施行に係る諸問題が生じたときには、責任をもって解決します。
備考	

特設配水管（開発）布設工事について

- 特設配水管とは、給水装置の新設工事のため、配水管の布設されていない場所に松山市公営企業局が布設する配水管をいいます。
- 特設配水管（開発）布設工事は、申請者に工事負担金を納付いただいた後、工事に着手します。納付がない場合は、この申請は自動的に取り下げたものとみなします。また、工事の施行内容によって、工事負担金の還付又は追徴が発生する場合があります。
- 布設された配水管の所有権、管理権等一切の権利は、松山市公営企業局に帰します。